

## 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める意見書

森林は、食料や水、木材、エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心や国土、環境を守る重要な国民共通の財産である。

しかし、林業、木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にある。

このような状況下で、間伐等による森林吸収源対策に係る森林整備予算は、これまで国の年度当初予算では確保できておらず、平成27年度においても、森林吸収源に係る森林整備の必要量（年平均52万ヘクタールの間伐等）を確保できず、平成26年度補正予算を合わせても、47万ヘクタール程度の間伐等予算にとどまっている。

こうした中、平成27年度税制改正大綱及び経済財政運営と改革の基本方針2015において、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る」とされたところである。

また、山村振興対策については、山村振興法に基本理念が盛り込まれた附帯決議が確認されているものの、その附帯決議を踏まえた、国、地方段階での具体的な対策が必要となっている。

よって、国においては、森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を図るべく、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源を追加するなど、森林整備推進等のための安定財源を確保すること。
- 2 地域振興・山村振興に向けて、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、定住を促進するため、地域の中小企業における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等必要な方策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年12月17日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
林野庁長官  
衆・参両院議長

} あて